

12.4.23

監第13088号

別紙様式1

金融庁における法令適用事前確認手続（照会書）

平成24年4月20日

金融庁監督局保険課長 殿

金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則2.（3）の規定に基づき、下記のとおり照会します。

なお、照会及び回答内容が公表されることに同意します。

記

1. 法令の名称及び条項

保険業法第2条第1項、第3条第1項及び第315条第1項

2. 将来自らが行おうとする行為に係る個別具体的な事実

（1）照会者が現在行っている事業

① 事業の概要

照会者は、電化製品の小売販売事業者からの委託を受けて、当該事業者が消費者に販売した電化製品の修理又は同等の金額の電化製品の提供を行う事業を「商品延長保証サ

ービス」と称して実施しております。

一般的に、消費者が電化製品を小売販売事業者から購入する際、当該電化製品には1年程度を期間とした当該製品の製造者による品質保証（当該製品が自然故障した際に一定の範囲内において無償修理等を提供するサービス）が付いております（以下「メーカー保証」といいます。）。また、近年では、大手家電量販店、大手パソコン販売専門店等の大手小売販売事業者において、販売力強化のため、メーカー保証実施期間が終了した後の一定期間、メーカー保証とほぼ同等のサービスをこれら大手小売販売事業者らが自ら有償で行っています（以下「延長保証」といいます。）。

これに対して、大手小売販売事業者以外の中小規模の家電販売店や通信販売による電化製品小売販売事業者等は、大手小売販売事業者と同様の延長保証を自ら行うことは、インフラの面でも資金の面でも困難であり、そのような例はほとんど見られないのが現状です。

そこで、照会者は、小売販売事業者から修理業務やコールセンター業務の委託を受け、延長保証のサービスを顧客に提供しております。

② 延長保証に関する責任の所在

上記延長保証のスキームは、小売販売事業者が顧客に対して提供する延長保証サービスの内容である修理業務やコールセンター業務を、小売販売事業者から受託するというものです。

したがいまして、延長保証を提供する義務や責任は、小売販売事業者が負うことになります。

③ 対象商品

照会者の延長保証は、照会者の委託元である小売販売事業者から購入した商品に対して、当該商品購入時にのみ付けることが可能であり、過去に購入した商品や別の中古販売事業者から購入した商品に対して付けることはできません。延長保証の対象商品の具体的な内容は、概ね以下のとおりです。

- i 白物家電（冷蔵庫、エアコン、洗濯機、掃除機など）
- ii デジタル家電（テレビ、オーディオ、デジカメなど）
- iii PC関連（パソコン、プリンタなど）
- iv 自動車関連（カーナビ）
- v 住宅設備機器（エコキュートなど）
- vi ゲーム機

④ 保証料の水準ないし範囲

延長保証の対価である保証料については、商品価格に応じて決定されるものとします。具体的には、販売価格の5%～10%前後となっております。具体的な保証料の金額は、保証対象によって異なりますが、概ね3～5千円程度です（ただし住宅設備機器等には2万円内外のものもあります）。

⑤ 修理金額の水準ないし範囲

保証対象の商品について、延長保証による修理を行う場合の平均的な修理金額についても幅がありますが、概ね8千円～3万円台程度となっております。なお、延長保証期間中については、商品の購入金額を超えない範囲であれば、何度でも修理することが可能です。

⑥ 延長保証のサービス内容

- i 延長保証の対象製品について契約期間内（3年保証、5年保証の2種類）に自然故障が発生した場合には、照会者が、委託先である修理業者を通じて無償修理を行います。
- ii 1回の修理見積価格が商品の購入価格（修理上限金額）を超過する場合または修理が不可能な場合（メーカーによる部品供給不可等）は、修理上限金額を上限として照会者が指定する同機種または同等品（メーカー問わず）を代替品として提供することをもって修理に代えるものとします。

⑦ コールセンター

修理の依頼、その他の問い合わせについては、コールセンター業務を専門とする照会者の子会社が照会者より受託して行っており、小売販売事業者は行っておりません。

（2）照会者が将来行おうとしている事業

照会者は、以下のとおり、照会者が延長保証のサービスを提供するものとし、小売販売事業者はかかる照会者の延長保証という商品を、販売代理店として購入者に対し提供・販売するという販売代理店方式のスキーム（以下「本スキーム」といいます。）を検討しております。これにより、小売販売事業者も自ら修理のためのインフラを持つことなく、より簡易に顧客に対し延長保証サービスを提供することが可能となります。スキームの具体的な内容については、以下のとおりです。

なお、延長保証そのもののサービス内容については現状から変更はありません。

<本スキームの内容>

① 照会者と小売販売事業者との関係

本スキームでは、電化製品等の商品について、メーカー保証の期間が終了した後の延長保証を照会者が行います。

照会者は小売販売事業者との間で延長保証の販売委託契約を締結します。小売販売事業者は照会者の販売代理店となり、商品購入者に対して照会者の延長保証を紹介し、販売し、また、延長保証の申込手続きや保証料の代行収受等を行います。これに対し、照会者は、販売代理店である小売販売事業者に対し、照会者が当該小売販売事業者を通じて得た保証料のうち一定の割合を販売手数料として支払います。

② 延長保証の申込方法

商品購入者が、購入した商品について延長保証を付けることを希望した場合、商品購入者は、販売代理店である小売販売事業者を通じて、照会者に対し直接延長保証の申し込みを行います。

したがいまして、延長保証に関する契約は、照会者と申込者（商品購入者）との間で直接締結されます。

③ 延長保証に関する責任の所在

本スキームでは、小売販売事業者は販売代理店に過ぎず、延長保証に関する契約は、直接照会者と顧客との間で締結されることになりますので、延長保証サービスに関する責任は全て照会者が負うことになり、一方で、小売販売事業者は、当該延長保証サービスに関しては責任を負いません。

④ 対象商品

(1) ③で記載した内容と同様です。

⑤ 保証料の水準ないし範囲

金額の水準については、(1) ④で記載した内容と概ね同様です。

商品購入者は、保証料を照会者に対して直接支払うか、または販売代理店である小売販売事業者を通じて照会者に支払います。

⑥ 修理金額の水準ないし範囲

(1) ⑤で記載した内容と概ね同様と予想しております。

⑦ 延長保証のサービス内容

(1) ⑥で記載した内容と同様です。

⑧ コールセンター

(1) ⑦で記載した内容と同様です。

3. 当該事実が照会法令の適用対象となる（ならない）ことに関する照会者の見解及び根拠

(1) 照会者の見解

照会者が実施しようとしているサービスは、保険業法第2条第1項に定める「保険業」に該当しないものと考えます。そのため、同法第3条第1項に違反するものとして、同法第315条第1号の罰則の対象とはならないものと判断しております。

(2) 照会者の見解の根拠

① 保険業法及び監督指針

保険業法第2条第1項では、一定の偶然の事故によって生ずることのある損害をてん補することを約し保険料を收受する保険の引受けを行う事業が「保険業」に該当するものとされています。

また、保険会社向けの総合的な監督指針（別冊）平成21年7月金融庁のⅢ少額短期保険業者の監督に係る事務処理上の留意点Ⅲ-1-1無登録等業者に係る対応（1）（注2）において、「予め事故発生に関わらず金銭を徴収して事故発生時に役務的なサービスを提供する形態が保険業に該当するかどうかについては、当該サービスを提供する約定の内容、当該サービスの提供主体・方法、従来から当該サービスが保険取引と異なるものとして認知されているか否か、保険業法の規制の趣旨等を総合的に勘案して判断する。なお、物の製造販売に付随して、その顧客に当該商品の故障時に修理等のサービスを行う場合は、保険業に該当しない。」とされております。

② 本スキームについて

照会者が実施しようとしているサービスは、修理という役務的サービスであり、金銭の給付は行いません。したがいまして、保険業法第2条第1項にいう「偶然の事故によって生じる損害をてん補すること」は目的としておりません。

次に、本スキームでは、販売代理店形式をとっておりますが、当該延長保証は、小売販売事業者が商品を販売する際に、これに付随して販売されるものです。顧客が申し込むことができる延長保証の対象範囲は、当該顧客が購入した商品に限定されており、当該延長保証の申込み時に購入した商品以外の商品等については、延長保証の対象とする

ことができません。したがって、本スキームにおける延長保証の提供は、監督指針にいう「物の製造販売に付随して」いるものといえます。

また、メーカー保証後の「延長保証」というサービスについては、既に大規模小売販売事業者等により一般的に販売されているため、保険商品と異なるものとして社会一般に認知されているものといえます。

さらに、延長保証のサービス内容は、「修理」という単純、明確なものであり、また、契約内容や条件等については、顧客に対し、延長保証契約の締結時にサービス規程等の書面及び口頭により詳しく説明がなされる他、コールセンターも別途設置されており顧客の保護体制は十分に確保されております。

以上から、本スキームによる延長保証を行うことは、「保険業」に該当しないものと考えております。

4. 公表の延期の希望

特になし。

以 上